

## 【報告】堺市地域介護サービス運営協議会に係る所掌事務の追加について

介護保険法の改正（令和 6 年 4 月 1 日付け施行）（以下「法」という。）により、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けられるようになりました。

これに伴い、指定介護予防支援事業者の指定に関して、堺市地域介護サービス運営協議会での意見聴取が可能となるよう、所掌事務を追加することをご報告いたします。

### 1 追加する所掌事務

- 介護予防支援の事業を行おうとする事業者の指定に関すること  
＜関係例規の改正＞
  - 堺市介護保険条例第 5 条の 2
  - 堺市介護保険施行規則第 19 条の 2

### 2 指定介護予防支援事業者とは

「指定介護予防支援事業者」とは、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行う事業者を言います。

### 3 所掌事務を追加する理由

- 法改正により、指定介護予防支援事業者の申請者に指定居宅介護支援事業者が追加されました。  
＜申請者＞ 法第 115 条の 22 第 1 項  
改正前：地域包括支援センター  
改正後：地域包括支援センターの設置者**又は指定居宅介護支援事業者**
- 法は、指定介護予防支援事業者の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない旨、規定しています。（法第 115 条の 22 第 4 項）
- 上記により市では、指定居宅介護支援事業者による指定介護予防支援事業者の指定申請に関し、堺市被保険者等から意見聴取を行う必要があります。